

新旧対照表

○神奈川県流域下水道事業固定資産規則

新	旧
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第35条 行政資産の使用については、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）<u>第29条第1号</u>の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額の使用料を徴収する。ただし、第1号及び第2号の規定を適用する場合において、土地の使用が1月以上にわたるときで、建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、第1号又は第2号に定める算式により算定した額の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第35条 行政資産の使用については、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）<u>第29条</u>の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額の使用料を徴収する。ただし、第1号及び第2号の規定を適用する場合において、土地の使用が1月以上にわたるときで、建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、第1号又は第2号に定める算式により算定した額の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>